

令和 3 年度 宮古島市 認可保育施設 入所申込案内

＜令和 3 年 4 月入所申込み受付＞



申込書配布 及び 受付期間	<p style="text-align: center;"><u>令和 2 年 1 0 月 2 1 日（水）～令和 2 年 1 1 月 2 0 日（金）</u> 【土日祝祭日の申込み受付は行っておりません】</p> <p>※上記の受付期間に限り、宮古島市に転入予定の方の申込み（郵送も可）も受付します。郵送での申込みの場合は上記受付期間内での消印有効となります。簡易書留やレターパック等追跡サービスのある方法で送付下さい。 ※書類に不備等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。 ※郵送の場合は、申請者の本人確認に必要な書類の写しを添付してください。 ※記入の際は、消せるペンや修正液（テープ）は使用しないでください。</p>
受付場所 及び 受付時間	<p><u>新規及び転園希望の方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市役所 福祉部 児童家庭課 保育幼稚園係窓口（平良庁舎 4 階） 9：00～17：00（12：00～13：00も受付） ・宮古島市役所 城辺・上野・下地・伊良部庁舎の各窓口 9：00～17：00（12：00～13：00は受付できません）



☆お問い合わせ先☆ 宮古島市 福祉部 児童家庭課 保育幼稚園係
TEL 0980-72-3751（代表）

＜もくじ＞

○令和 3 年度宮古島市認可保育施設入所申込日程表	1P
○令和 3 年度クラス年齢	1P
○認可保育施設の概要について	2P
○認可保育施設入所基準	3P
○教育・保育給付認定について	4P
○利用施設選択フローチャート	5P
○入所決定までの流れ	6P
○教育・保育給付認定申請及び利用申込に必要な書類について	8P
○保育料について	9P-11P
○認可保育施設一覧	11P-14P
○設置運営が変更となる保育施設について	14P
○認可外保育施設について	14P

◆令和3年度5月以降認可保育施設入所申込日程表◆

入所希望日	申込受付期限
令和3年5月1日	令和3年4月1日（木）
令和3年6月1日	令和3年5月6日（木）
令和3年7月1日	令和3年6月1日（火）
令和3年8月1日	令和3年7月1日（木）
令和3年9月1日	令和3年8月2日（月）
令和3年10月1日	令和3年9月1日（水）
令和3年11月1日	令和3年10月1日（金）
令和3年12月1日	令和3年11月1日（月）
令和4年1月1日	令和3年12月1日（水） ※令和3年度より1月～3月の入所希望者の 申込期限が変わります。ご注意ください。
令和4年2月1日	
令和4年3月1日	

※年度途中からの入所を希望する場合は、入所希望日の前月初日までに申込を行ってください。

（入所開始日は原則月初日です。）

※年度途中の入所申込の場合は、転入予定での受付は行っていません。（転入してからの申込になります）

※入所審査は先着順ではありません。期日までに申込のあった申請者の方と入所が保留になっている申請者の方を取りまとめの上、選考基準に基づき、入所審査を行います。ただし、希望認可保育施設等の受入に余裕がない場合などは、申込されてもご希望に添えないことがあります。

令和3年度クラス年齢（令和3年4月1日の年齢が基準となっています。）

クラス	児童の生年月日
0歳児クラス	令和2年4月2日～
1歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日
2歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日
3歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日
4歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日
5歳児クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日



認可保育施設の概要について

◆認可保育施設について

保護者の就労や疾病の為、昼間、家庭において十分に保育をすることができない（保育を必要とする）児童を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

※「子育てに手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」等の理由だけでは入所（園）できません。
なお、宮古島市内には、公立・私立の2種類があります。

◆小規模保育施設について

定員が少人数（6～19人）で満3歳未満の子どもを対象にした保育施設です。3歳児クラスからは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。

保育士の配置数などの基準の違いでA型とB型に分類されます。

A型：保育従事者が全員保育士

（入江保育園・クララ保育園・ぽっぽ保育園）

B型：保育従事者の半数以上が保育士

（ちゅうりっぷ保育園・ゆめの子保育園・めぐみ保育園・保育ルーム下里・とっところ保育園）

◆家庭的保育施設について

定員が少人数（5人以下）で満3歳未満の子どもを対象にした施設です。3歳児クラスからは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。

◆幼保連携型認定こども園について

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設です。

宮古島市では公立の認定こども園が3園、私立の認定こども園が1園あります。認定こども園の利用にあたっては、教育のみを希望する場合（1号認定）と教育と保育を利用する場合（2・3号認定）で申込先が異なりますので注意してください。

申込み先	支給認定区分	認定こども園利用料
認定こども園（私立）	1号認定	園の設定する必要経費+預かり費用（希望者のみ）
認定こども園（公立）	1号認定	園の設定する必要経費
市役所	2号認定	園の設定する必要経費
	3号認定	保育料+園の設定する必要経費

※1号及び2号認定（3歳児クラス～）については、幼児教育・保育の無償化制度により保育料が無料となります。

※私立『はなぞのこどもえん』については園の特別カリキュラムに係る経費が加算されます。金額については園にお問い合わせください。

◆公立幼稚園について

小学校就学前の幼児を対象に教育を行う学校です。

宮古島市では満5歳の幼児を対象としています。（一部の園では満4歳児の受入を実施しています。）

申込みに関しては各園・児童家庭課にお問い合わせください。



認可保育施設入所基準

対象となる児童は、宮古島市に住所を有し保護者（18歳以上64歳までの同居者を含む）が次のいずれかの事情にある0歳（おおむね生後3ヶ月）～5歳までの集団保育が可能な児童です。すべての児童が無条件で入所できるわけではありませんので、入所基準等を十分確認されたうえでお申し込みください。



※0歳の受入月齢は、園によって異なります。

No.	保育を必要とする事由	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
1	就労	ひと月において月64時間以上就労していること。	就労期間中	標準時間 (月120時間以上就労) 短時間 (月120時間未満就労)
2	妊娠・出産	妊娠中、または出産後の休養が必要であること。	産前3ヶ月 産後6ヶ月	標準時間 (産後は、求職活動3ヶ月を含む)
3	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	短時間
4	介護・看護等	親族を介護、または看護している。	親族の療養期間中	短時間
5	災害復旧等	災害の復旧にあたっている (震災・火災・風水害等)	災害復旧に要する期間	標準時間
6	求職活動	求職活動(起業の準備等を含む)を継続的におこなっていること。	90日間	短時間
7	就学	大学や職業訓練校・専門学校等にかよっている。	就学期間中	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがある	必要な期間	標準時間
9	育児休業 (注1)	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること。	育児休業対象児童が1歳6ヶ月になる月の末日まで	短時間
10	その他	市長が必要と認めるとき。	必要な期間	申請内容により判断

(注1) 育児休業対象児童の入所が決定した場合は、入所後1ヶ月後までに復職することが条件となります。

※上記の基準に該当しない場合、基準に該当しているが定員に余裕がない場合は入所(園)できません。

※下記のような理由だけでは入所(園)することはできません。

- ・家計が厳しいため
- ・子育てに手がかかるから
- ・集団生活に慣れさせたいから
- ・幼稚園よりも預かってもらう時間が長いから 等

※支援の必要な児童は、審査会を開き支援についての審査を行います。

教育・保育給付認定（旧：支給認定）について



認可保育施設の利用を希望する方は支給認定の申請を行い、「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は申請書類に基づき、児童の年齢や保育を必要とする事由に応じて宮古島市が行います。この認定を受けた方には宮古島市から「教育・保育給付認定証兼通知書」が交付されます。

※認定証は、入所（園）承諾通知とは違います。この認定証が届いても必ずしも入所出来るわけではありません。

◆支給認定の区分

実施年齢	保育の必要性		支給認定区分	利用できる施設
3～5歳 (教育認定)	なし	幼稚園等での教育を希望する場合	1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
3～5歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	2号認定	・公立保育所，法人保育所(園) ・認定こども園（保育利用）
0～2歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	3号認定	・公立保育所，法人保育所(園) ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育施設 ・家庭的保育施設

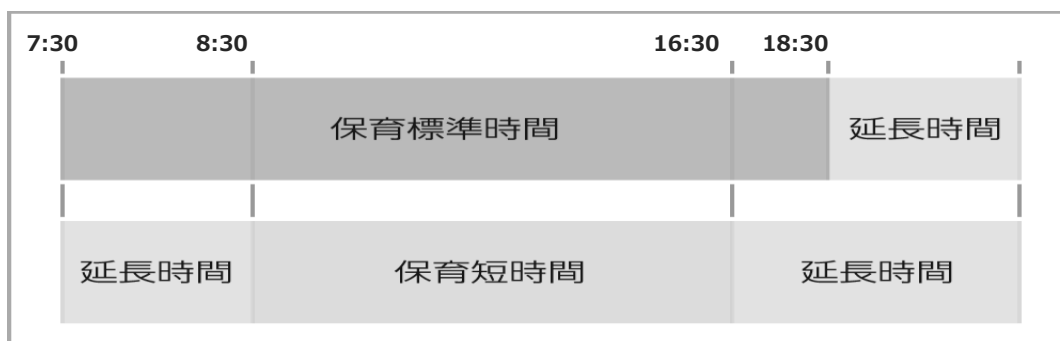
※2号・3号認定について、保護者が就労の場合、月64時間以上の勤務が対象となります。

◆保育の必要量に応じた利用区分

2号・3号の支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由（保育の必要量）と保護者の状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。

★「保育標準時間（最大11時間）」・・・月120時間以上の就労等に適用

★「保育短時間（最大8時間）」・・・月64時間以上120時間未満の就労等に適用



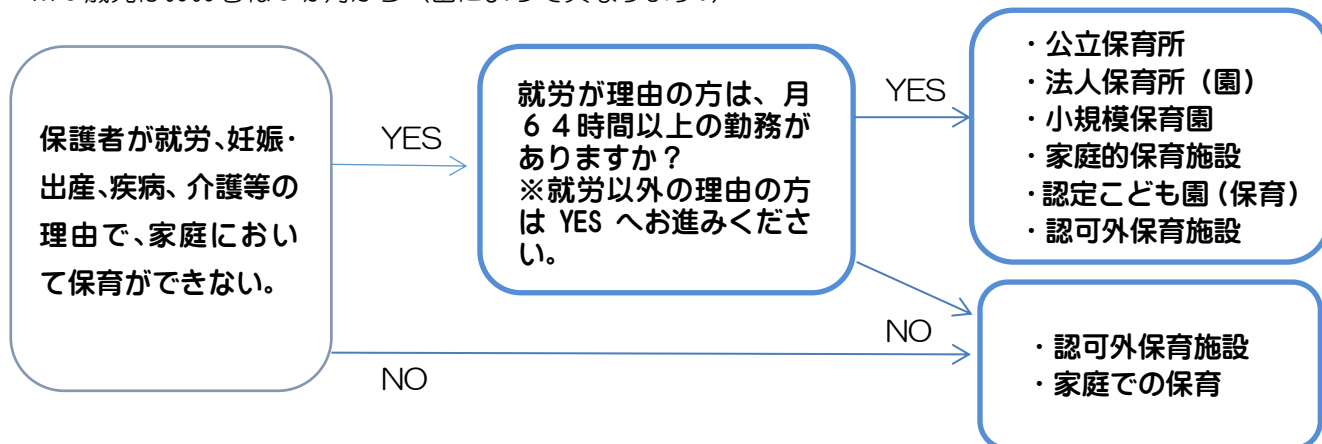
※利用時間をこえた場合は延長保育となり、別途利用保育料が発生します。
申込及び保育料等に関することは各認可保育施設にお問い合わせください。



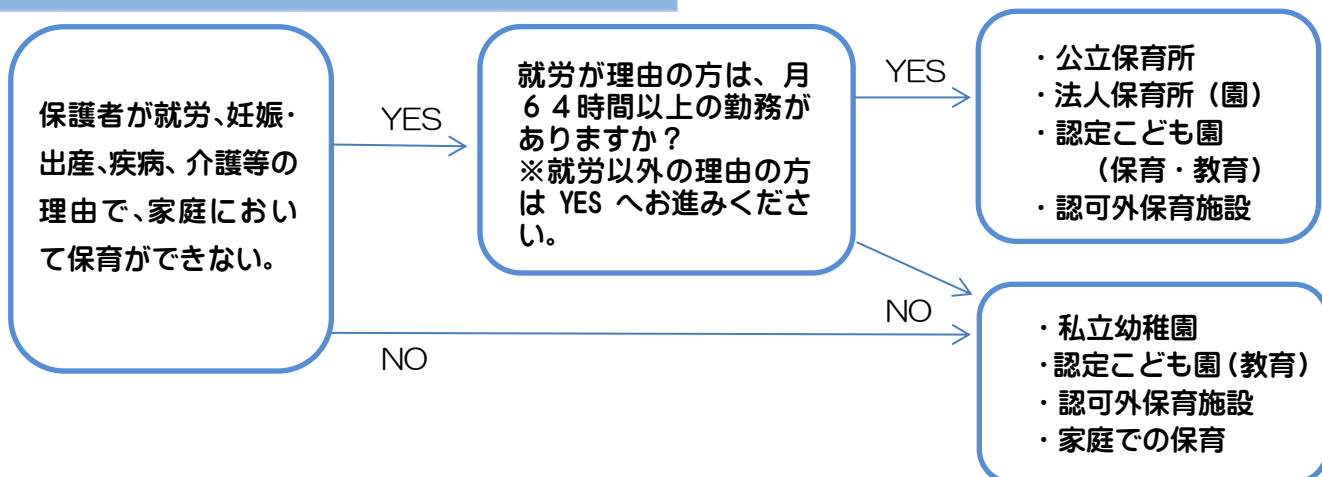
利用施設選択フローチャート

0～2歳児（令和3年4月1日時点での年齢）

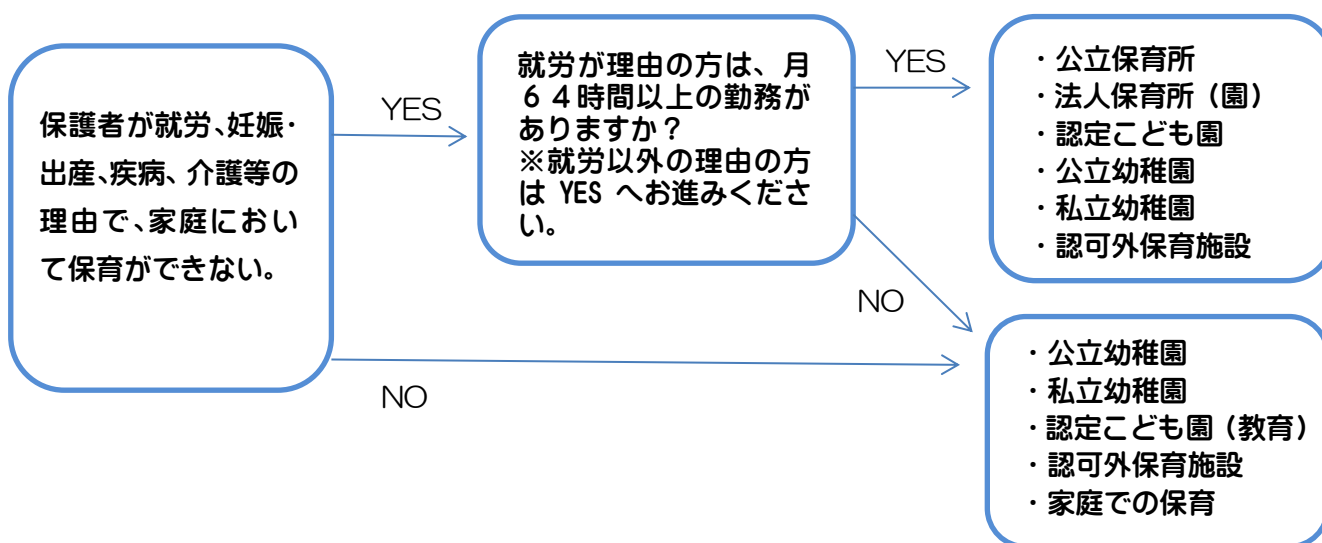
※0歳児はおおむね3ヵ月から（園によって異なります。）



3歳児（令和3年4月1日時点での年齢）



4～5歳児（令和3年4月1日時点での年齢）



※私立幼稚園、認可外保育施設の利用申込み等については、直接園にお問い合わせください。

入所決定までの流れ

教育・保育給付認定申請・利用申込書等の提出

令和2年10月21日（水）～令和2年11月20日（金）

※受付期間内にお申し込み下さい。

※申込期間以降の申込は、原則令和3年5月入所調整での受付となります。

教育・保育給付認定証兼通知書の交付

保育の必要量が認定されます。

※この認定証は入所の決定をお知らせするものではありません。

※給付認定の事由に該当しない場合は却下となることがあります。

利 用 調 整

- ・提出された書類の審査（就労状況確認等）。
- ・申請者の希望、認可保育施設の状況などにより、市が利用調整をします。

入所承諾決定

「入所（園）承諾通知書」を保護者に通知します。

入所保留決定

「保育所（園）入所保留通知書」を保護者に通知します。

各認可保育施設で面接

入所承諾した各認可保育施設で面接を行います。日程等については、各認可保育施設より連絡します。



◆出生前の申込について

令和2年12月31日までに出産予定の場合、出生前の仮申込みを受け付けます。

※仮申込みをされていても、下記②による本申請がされない場合、入所辞退の扱いとなりますので、ご注意ください。



申込みの流れ

1. 申込み期間中に、書類を揃えた上で仮申込み

姓のみ記入し、性別・生年月日は空欄にして、申込みをお願いします。
就労証明書等必要書類もあわせて提出してください。
※出生前仮申込みの場合は、出産予定日が令和2年12月31日以前であることを確認できるように、妊娠証明書のコピーを添付してください。
(書類審査は、出生前のお子さんも含めて審査を行います。)

②令和2年12月31日までに出生

令和3年1月15日(金)までに、本申請(名前、性別、生年月日の追記)を行ってください。
出生証明書の写しもご提出ください

②令和3年1月1日以降に出生

4月入所ではなく、5月以降の入所調整対象となります。入所を希望する月の申込締め切り日までに再度、申込をおこなってください。
(出生前に行った仮申込書が必要な場合は、令和3年1月15日までであれば返却することができます。児童家庭課まで受け取りをお願いします。)

③教育・保育給付認定

本申請後、2月上旬頃に認定又は却下の通知を発送予定です。

③ 5月以降の入所調整をおこないません。

(認可保育施設の定員、優先順位等を基に選考することになりますので、必ずしも入所できるとは限りません)

4. 入所決定もしくは保留決定

2月下旬頃、入所決定又は入所保留の通知を発送予定です。

教育・保育給付認定申請及び利用申込みに必要な書類について

- ・提出する書類の有効期限は、証明日から3ヶ月以内となります。
- ・2人以上の児童の申込みをされる場合は、申込人数分（部数）の書類提出が必要です。
- ・きょうだい同時に申し込む場合は、提出書類は1部を原本、他はコピーで対応できる書類もあります。

(1) 申込みをするすべての方が必要な書類

☆施設型給付費・地域型保育給付費等〈教育・保育給付認定申請書・利用申込書〉

※児童1人につき1枚記入してください

☆保護者（父・母・同居の祖父母等）の状況を証明するもの（下記の表をご覧ください）

※同一敷地内に住居している学生以外の65歳未満の世帯員（祖父母・叔父・叔母等）についても児童を保育できない状況の証明書類（下表の提出類参照）が必要です。

☆児童の健康診断書

☆同意書

☆マイナンバー（個人番号）申出書（申請時に本人確認が必要です。郵送の場合は、本人確認に必要な書類の写しを添付ください）

(2) 以下に該当する世帯で提出する必要がある書類

（マイナンバーの申出により下記資料の提出が省略できる場合があります。ご相談ください。）

- ①ひとり親世帯・・・児童扶養手当等（母子・父子家庭医療費助成金）を受給していない場合は母子・父子で生活していることの申立書を提出して下さい。
- ②生活保護世帯・・・生活保護受給証明書（宮古島市福祉事務所発行）
- ③食物アレルギーがある児童・・・食物アレルギーに関する調査票（保護者記載）
アレルギー疾患生活管理指導表（医師記載）

〈提出書類〉 ※提出書類は、各世帯の状況で変わりますので、下記の表でご確認ください。

保護者の状況	提出書類	備 考
①勤務または採用予定の方	就労証明書	★市指定の様式
②自営業・内職をしている方 及び協力者である方	自営業申立書 内職申立書	★市指定の様式 税務署の受付印が押された個人事業の開廃業等届出書（控え） の写し、税申告書、営業許可証の写し等の提出も必要です。
③農業経営者及び協力者 である方	農業証明書 農業従事者証明書	★市指定の様式 農業証明書は農業従事者証明書（農業委員会より発行）の提出も 必要です。農業従事者証明書の発行が出来ない場合は、居住地 民生委員の証明が必要です。
④産前・産後である	妊娠・出生証明書	妊娠の場合・・・産科医の発行する妊娠証明書の写し 出産後の場合・・・母子手帳の市長印が押印された出生届出済証 明のページの写し
⑤保護者自身が病気である	診断書（保護者用）	★市指定の様式
⑥保護者が看護・介護にあっ ている方	看護・介護証明書	
⑦求職活動中の方（起業準備を 含む）	求職活動申立書	★市指定の様式 ハローワーク利用中の方はハローワークカードの写し 求職活動の状況はできるだけ詳しく記入して下さい。
⑧就学中の方	就学申立書 在学証明書	★市指定の様式 授業日数、時間が確認できるカリキュラム等確認できる書類 職業訓練等は登録証など就学が確認できる書類の提出が必要で す。
⑨育児休業中の方	就労証明書	★市指定の様式 育児休業復帰予定の場合も、就労証明書でその旨の証明が必要 です。
⑩災害復旧にあっている方	被災証明書	行政機関で該当の内容について証明された書類

保育料について

◆保育料の決定について

保育料は、保護者の市民税課税額（所得割）により、「利用者負担額徴収基準額表」に基づいて算定されます。

※但し、同居の祖父母等が生計の中心者の場合、又は保護者の収入が生活保護基準以下の場合同居する祖父母等の市民税額も含め保育料を算定します。

※保育料を決定する市民税課税額（所得割）は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの適用を受ける前の金額となります。

※市民税課税額（所得割）が確認できない世帯（未申告等）は、第8階層の保育料で算定することとなり、多子世帯の軽減措置等の適用ができません。ご注意ください。

※扶養に入っている方でも所得の申告は必ず行ってください。

◆保育料を決定するための税資料の提出が必要な方

※海外に住んでいた方は、1年間の収入等が確認できる書類を提出してください。外国語で記載されている証明書類については和訳の提出が必要です。

※マイナンバー（個人番号）の申し出をしていただいても、必要に応じて令和2年度及び令和3年度の所得課税額証明書（市・県民税の決定通知書でも可）の提出が必要となる場合があります。

◆保育料の切り替え時期

市民税の賦課決定が6月になっている事から、毎年4～8月は前年度の市民税課税額（所得割）、9～3月は当年度の市民税課税額（所得割）に基づいて保育料が決定されます。

また、保育料の決定後に課税額が変更された場合は、遡及して保育料が変更になります。

※前年度の市民税が変更になった場合は4月まで、当年度の市民税が変更になった場合は9月まで遡及します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度の市民税課税額に基づく保育料 (平成31年1月～令和元年12月の収入・所得)					令和3年度の市民税課税額に基づく保育料 (令和2年1月～令和2年12月の収入・所得)						

◆保育料の納付について

保育料の納付は、原則として口座振替です。口座振替依頼書は、児童家庭課・各認可保育施設にありますので、必要事項をご記入の上、口座をお持ちの金融機関窓口にてお申込みをお願い致します。口座振替を希望されない方は毎月各認可保育施設を通して納付書をお渡しします。最寄りの金融機関窓口もしくはコンビニエンスストアなどで納付をお願い致します。

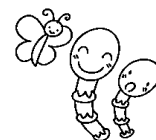
ただし、私立認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設については、利用する施設（園）が直接徴収することになりますので、納付方法等については園にお問い合わせください。

※口座振替ができる金融機関・・・琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫

※口座振替日・・・毎月10日（金融機関が休業の場合は翌営業日）

※納付期限内の納付にご協力をお願いします。

『宮古島市利用者負担額徴収基準額表（2号・3号認定／保育認定）』



階層区分	定 義	2号認定：満3歳以上		3号認定：満3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3階層	市町村民税所得割	48,600円未満	0	0	14,300	14,000
第4階層		97,000円未満	0	0	24,200	23,700
第5階層		169,000円未満	0	0	35,100	34,500
第6階層		301,000円未満	0	0	37,500	36,800
第7階層		397,000円未満	0	0	40,500	39,800
第8階層		397,000円以上	0	0	43,500	42,700

<ひとり親世帯等>

階層区分	定 義	2号認定：満3歳以上		3号認定：満3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3階層	市町村民税所得割	48,600円未満	0	0	6,650	6,500
第4階層		77,101円未満	0	0	9,000	9,000
		97,000円未満	0	0	19,200	18,800
第5階層		169,000円未満	0	0	30,100	29,500
第6階層		301,000円未満	0	0	37,500	36,800
第7階層		397,000円未満	0	0	40,500	39,800
第8階層		397,000円以上	0	0	43,500	42,700

※ 上記の表は、4月1日時点の年齢で適用されます。

※ 『ひとり親世帯等』とは、配偶者のいないひとり親世帯や、障がい者を有している方がいる世帯

※ 2号認定（3歳児クラス～）及び3号認定（0～2歳児クラス）の非課税世帯の保育料は、幼児教育・保育の無償化制度により無料となります。

◆保育料の軽減措置について

○多子世帯保育料軽減措置

同じ世帯の2人以上のお子さんが、市内の認可保施設・公立幼稚園等を利用している場合は、認可保施設に在園している2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

○私立幼稚園を利用している兄弟がいる場合の保育料の軽減

兄弟が私立幼稚園を利用している場合、保育料の軽減が適用されます。

※軽減措置を受けるためには申請が必要となります。

※認可保施設の入所（園）後に申請の案内を行います。

○幼児教育の段階的無償化

年収約360万円未満相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。また、年収360万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第2子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当の世帯とは・・・市町村民税課税額（所得割合算）が57,700円未満の世帯
ひとり親世帯等においては77,101円未満の世帯

○幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育、保育の無償化が始まりました。保育所等については、3歳児クラス以上の児童と0歳児から2歳児クラスまでの非課税世帯の児童を対象に保育料が無料となりましたが、3歳児から5歳児クラスまでの給食にかかる費用（副食費）は別途各認可保施設より実費徴収されることとなりました。原則、この費用については、各園で設定されますが、宮古島市は令和2年4月より小中学校の給食費の無償化に合わせ公立保育所及び公立認定こども園の副食費も無料となりました。法人の保施設については各園にお問い合わせください。

○寡婦（夫）控除みなし適用による軽減

地方税法で定める寡婦（夫）控除が適用されない婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、寡婦（夫）控除をみなし適用し保育料の算定を行います。対象となる可能性がある場合は、入所後お申し出ください。

○宮古島市単独の多子軽減措置事業

同じ世帯に中学生以下の子が4人以上いる場合は認可保園等に通っているお子さんの保育料が無料となります。

※軽減措置を受けるためには申請が必要となります。

※年度内に申請がない場合、当該年度以降に申請があっても遡って保育料を軽減することができません。



◆公立保育所・法人保育所（園） 一覧

※定員等は変更になる場合があります。

※受入年齢（令和3年4月1日現在）は園によって異なります。

	施設名	電話番号	定員	受入年齢	開所時間	延長保育	備考
公立	東保育所	0980-72-2089	105	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	病後児保育あり
	西城保育所	77-4712	60	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	一時保育事業実施
	佐良浜保育所	78-4564	50	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	砂川保育所	77-2226	45	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	
法人	花園保育所	0980-72-3704	59	生後6ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30		
	みつば保育園	72-4515	70	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30		
	聖ヤコブ保育園	72-7723	75	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30		
	あけぼの保育園	72-9173	110	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	支援ゆり-併設
	竹の子保育園	73-2621	70	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	カンガルー保育園	75-4154	90	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30		
	ひよどり保育園	72-7328	60	生後2ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30		
	ふたば保育園	72-0770	90	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	ひばり保育園	73-3399	60	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	あさひっ子保育園	73-6123	80	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30		
	心愛保育園	73-4136	100	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	おおぞら南保育園	72-2564	60	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	いけむら保育園	72-7222	78	生後4ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	光の園保育園	72-6680	60	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	みく保育園	73-0808	75	生後6ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	福寿保育園	72-6308	80	生後6ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	ていだの子保育園	79-5180	70	生後5ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	キッズハウスたんぼぼ保育園	79-0533	60	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	北保育園	72-2595	76	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30		公私連携型保育施設
	キッズたいよう保育園	72-4884	70	生後3ヶ月～4歳児	月～土：7:30～18:30	○	公私連携型保育施設
福里保育園	77-4500	70	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	公私連携型保育施設	
はっぴい保育園	72-8329	70	生後4ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○		

◆認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設 一覧

	施設名	電話番号	定員	受入年齢	開所時間	延長保育	備考
認定こども園(2・3歳)	下地こども園(公立)	0980-76-6849	107	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	上野こども園(公立)	74-7201	105	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	伊良部こども園(公立)	78-3554	80	生後3ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	はなそのこどもえん(私立)	73-4982	60	生後6ヶ月～5歳児	月～土：7:30～18:30	○	
小規模保育施設	入江保育園	0980-76-3669	19	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	ちゅうりっぷ保育園	73-2296	19	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	ゆめの子保育園	73-6220	19	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	
	めぐみ保育園	73-7339	18	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30		
	保育ルーム下里	79-5525	19	生後6ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30		
	クララ保育園	79-9855	19	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	受入調整施設有り(みく保育園)
	とっとこ保育園	73-1876	19	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	受入調整施設有り(みつば・光の園保育園)
	ぼっぼ保育園	79-7615	19	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	受入調整施設有り(おおぞら南保育園)
家庭的保育施設	ひまわり家庭保育ルーム	0980-76-3478	5	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	受入調整施設有り(光の園保育園)
	家庭的保育ルームくくる	72-7339	5	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	受入調整施設有り(あけぼの保育園)
	COSMIC保育園	72-3552	5	生後3ヶ月～2歳児	月～土：7:30～18:30	○	受入調整施設有り(ひばり保育園)

★支援の必要な児童の保育について・・・審査会で検討された児童の状況に応じて、入所調整をおこないます。

★延長保育について・・・保護者の勤務時間や残業などやむを得ない事情により、保護者からの申出により保育時間を超えて保育を行います。

◆一時保育について・・・保護者の疾病・入院等、又は育児疲れの解消等私的理由等により一時的に保育を必要とする児童の保育を保育所で一時的に行います。
(一時保育を行っている施設でも状況により利用できない場合があります。)



★各認可保育施設によって、体育着等入所後準備するものがあります。詳細は各施設にお問い合わせください。

設置運営が変更となる保育施設について



◆公私連携型保育施設への移行について

公私連携型保育施設とは、市が事業経営者（社会福祉法人）と必要な設備の貸し付け等、協力に関する基本的事項の協定を結び、運営を行う民設民営の保育施設です。

運営に関しては市の関与を明確にし、これまで維持してきた教育・保育の質を継続して提供していきます。平成31年4月より『北保育所』は『北保育園』、『馬場保育所』は『キッズたいよう保育園』、『福里保育所』は『福里保育園』として、公立保育所から公私連携型保育施設へ移行しました。

認可外保育施設について

乳幼児を保育することを目的とする施設で認可保育施設でない施設の総称をいいます。認可外保育施設に関する詳細については、直接その施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
リズム保育園	平良字西仲宗根550	0980-73-1076
しろくま託児所	伊良部字前里添763-2	0980-78-5433
アットホームこころ保育園 企業主導型保育施設	平良字下里2793-1	0980-75-5588
うららか保育園 企業主導型保育施設	平良字東仲宗根770-5	0980-79-5616
たけあら保育園 企業主導型保育施設	下地字上地634-5	0980-74-7879

